

令和3年11月29日

帷子小学校 PTA 会員 様

帷子小学校 PTA
会長 大野義輝

PTA 臨時総会（書面審議）について

平素は、帷子小学校 PTA 活動におきました、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
この度、帷子小学校 PTA 規約について、内容の明確化を図るため、臨時総会で一部改正したいと考えます。

臨時総会は、9月30日に岐阜県の緊急事態宣言が解除され、10月以降も新型コロナウイルス感染症が減少傾向にありますが、集会形式では感染防止の観点から未だ困難な状況にあるものと考えますので、書面審議で行うことにしました。

会員皆様におきましては、できる限りホームページでの閲覧を希望していただくようお願い申し上げます。書面での確認を希望される会員様におきましては、児童を通じて担任に申し出ていただきますようお願いいたします。

本日より PTA 総会資料(PTA 規約改正案)を「帷子小学校ホームページ」に掲載しますので、ご確認の上、ご審議していただき、12月7日(火)までにご回答を宜しく申し上げます。今年度の PTA 活動を円滑に進めていく上でも、会員皆様のご協力とご理解が大変必要でありますので、併せて、期日までに回答をお願いします。

ご確認の際には、すぐメールでお伝えしたパスワードの入力をお願いします。

パスワード

会員様におきましては、ご多忙の中、誠に申し訳ございませんが、11月29日(月)に帷子小学校から配信される「すぐメール」の[PTA 臨時総会書面審議について(1)]で、

- ・ご承認いただける場合は、アンケートに「承認します」とご回答してください。
- ・ご承認されない場合は、アンケートに「承認しません」とご回答してください。さらに、[PTA 臨時総会書面審議について(2)]のアンケートに承認しない理由、ご意見等をお書きください。なお、承認される場合でも、ご意見を描いていただいても結構です。

PTA 規約第14条「総会の定足数は全会員の三分の一以上とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする」に沿って、すぐメールの回答が全会員の三分の一以上で総会の定足数（総会成立）を満たし、その過半数の承認を以って議決とします。